

7. 運営委員会

7. 1 活動報告

平成 26 年度

第 1 回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 26 年 10 月 27 日（月） 13 時 30 分～17 時 15 分
場所 大分県社会教育総合センター（ニューライフプラザ）第 2 セミナー室
議事 1. 運営委員会の構成及び運営委員長の選任について
2. 全体計画と平成 26 年度の調査観測計画・進捗状況について
1) 全体計画の説明
2) 平成 26 年度の調査観測計画と進捗状況
3. その他

第 2 回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 27 年 3 月 30 日（月） 13 時 30 分～17 時 20 分
場所 大分県社会教育総合センター（ニューライフプラザ）第 2 セミナー室
議事 1. 平成 26 年度の調査進捗状況と平成 27 年度の調査計画について
2. その他

平成 27 年度

第 1 回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 27 年 10 月 29 日（木） 13 時 30 分～17 時 15 分
場所 大分県社会教育総合センター（ニューライフプラザ）第 2 セミナー室
議事 1. 運営委員会の構成及び運営委員長の選任について
2. 全体計画と平成 27 年度の調査観測計画・進捗状況について
1) 全体計画の説明
2) 平成 27 年度の調査観測計画と進捗状況
3. その他

第 2 回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」
運営委員会議事概要

日時 平成 28 年 3 月 17 日（木） 13 時 30 分～17 時 20 分

- 場所 大分県社会教育総合センター（ニューライフプラザ）第2セミナー室
- 議事 1. 平成27年度の調査進捗状況と平成28年度の調査計画について
2. その他

平成28年度

第1回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」 運営委員会議事概要

- 日時 平成28年10月3日（月） 13時30分～17時15分
- 場所 大分県社会教育総合センター（ニューライフプラザ）第2セミナー室
- 議事 1. 全体計画と平成28年度の調査観測計画および進捗状況について
1) 全体計画の説明
2) 平成28年度の調査観測計画と進捗状況
2. 総合討論
3. その他

第2回「別府一万年山断層帯（大分平野一由布院断層帯東部）に関する重点的な調査観測」 運営委員会議事概要

- 日時 平成29年3月27日（月） 13時30分～17時10分
- 場所 大分県別府市役所 1階 レセプションホール
- 議事 1. 平成28年度の調査観測計画および進捗について
2. 総合討論
3. その他

「別府－万年山断層帯（大分平野－由布院断層帯東部）における重点的な調査観測」
運営委員会規則

平成 26 年 10 月 27 日制定

（趣旨）

この規則は、文部科学省委託研究業務「別府－万年山断層帯（大分平野－由布院断層帯東部）における重点的な調査観測」（以下「本プロジェクト」という。）の研究を効果的に推進するため、「別府－万年山断層帯（大分平野－由布院断層帯東部）」運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（目的）

第 1 条 委員会は、本プロジェクトに関する重要事項を審議し、関係研究機関（者）間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

（任務）

第 2 条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- （1） 本プロジェクトに関わる研究計画
- （2） 委員会の構成員
- （3） その他、研究推進に関わる事項

（構成）

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から京都大学大学院理学研究科が委嘱する。

- （1） 本プロジェクトに参加する者 若干名
 - （2） 上記以外の有識者 若干名
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第7条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、京都大学大学院理学研究科内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、京都大学大学院理学研究科において処理する。

(委員会の期限)

第9条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成26年10月27日から施行する。
2. この規則の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

7. 2 運営委員会構成員

○ 委員

1. 委託・再委託機関の研究者

国立大学法人京都大学大学院理学研究科	竹村 惠二 (研究代表者)
国立大学法人九州大学大学院理学研究院	清水 洋
国立研究開発法人産業技術総合研究所	阿部 信太郎
国立大学法人京都大学大学院理学研究科	柴田 智郎
公立大学法人大阪市立大学大学院理学研究科	原口 強
国立研究開発法人産業技術総合研究所	吉見 雅行

2. 有識者

国立大学法人東北大学大学院理学研究科	今泉 俊文 (委員長)
国立大学法人京都大学防災研究所	岩田 知孝
国立大学法人京都大学防災研究所	飯尾 能久
国立研究開発法人産業技術総合研究所	水野 清秀

○ オブザーバー

1. (委託元) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課
2. (事務局) 国立大学法人京都大学理学研究科附属地球熱学研究施設事務担当
3. (関係機関) 気象庁大分地方气象台
大分県生活環境部防災危機管理課
大分市防災危機管理課
別府市防災危機管理課
4. (研究者、有識者等) サブテーマ1からサブテーマ3の分担研究者